平成 19 年度 財団法人浜松市医療公社 事業計画

財団法人浜松市医療公社(以下「公社」という。)は、浜松市の指定管理者制度にもとづき、県西部浜松医療センター及び浜松市リハビリテーション病院を管理運営する指定管理者として平成22年度まで指定され、両病院の経営の安定化を図るとともに、事業の適切な運営を行います。

また、浜松市行政経営計画(平成 18 年度~平成 21 年度)と連動させる中で、公社の執行体制を見直すとともに、病院事業及び医療公社経営健全化の基本方針に沿った医療公社経営健全化計画(平成 19 年度~平成 22 年度)を策定し、計画項目の適切な推進並びに中長期観点から事業の重点化を図り、もって経営のさらなる健全化を進めます。

I 運営の基本方針

公社の設立理念にもとづき、公益性と経済性のさらなる調和に努め、より市民本位の利用と健全な経営を具現化します。

- (1) 地域から期待される役割・機能を効果的に発揮するため、両病院の事業を重点化し、特色のある運営を目指します。
- (2) 両病院における自律的な事業運営を進めながら、公社の事業体としての観点から相互の連携・協力を強化します。
- (3) 地域中核病院として医療の質と安全の向上に努め、利用者(医療を受ける者)が安心できるような医療サービスを提供します。

公社の基本方針にもとづく平成19年度事業計画は、次のとおりです。

Ⅱ 事業内容

公社の基本方針であります医療の質と安全の向上を図るため、以下の事項を推進します。 これらは中長期的に進めるべきものですが、平成19年度以降実施できる項目の内容について積極的に取り組みます。

〈 医療の質と患者サービスの向上 〉

- (1) EBM (医学的根拠に基づく医療) と情報システムによる安全な医療の推進
 - ア 委員会などによる対策の周知徹底
 - イ 院内事故報告制度による分析と改善
 - ウ 情報伝達システムの構築(電子カルテ、患者誤認防止システムなど)
 - エ 物流システムを利用した患者誤認防止システムの構築
- (2) 患者への情報提供体制の推進
 - ア インフォームドコンセント指針の周知徹底
 - イ 電子カルテを利用したカルテ開示への対応
 - ウ セカンドオピニオンへの対応
 - エ 患者相談室の充実
 - オ 患者図書室 (コーナー) の設置と活用
 - カ ホームページなどを利用した診療内容の公開
- (3) 患者ニーズへの対応
 - ア 療養環境の充実(入院病室6床室から4床室への改善検討)
 - イ 接遇サービスの向上
 - ウ クリニカルパス及びDPC (診療費の包括払い制度) の活用による標準的な医療 の追求
- (4) 様々な方法による事業内容のPR
 - ア 市民公開講座の定期的開催
 - イ 病院ホームページの充実
 - ウ 院内会誌、学術誌の充実
- (5) 病院機能評価など第三者評価の導入

〈 職員の資質の向上・意識改革 〉

- (1) 病院職員としての資質向上、専門職としての知識・技術の取得
 - ア 年度研修計画による実施と評価システムの構築
 - イ 院内外発表の促進
- (2) 人材育成の推進による意識改革、モチベーションの向上
 - ア 業績評価制度や職能評価制度の導入

1 事業の重点化項目

事業の重点化項目は、次のとおりです。

- (1) 周産期母子医療の充実とバースセンターの確立
 - ア 地域の診療所及び病院周産期施設との連携による周産期管理体制の強化
 - イ 重症度の高い入院増に伴い、予想される医療リスクへの適切な対応
 - ウ 分娩数の約50%を占める通常の自然分娩に対応した助産師を中心とした助産師外 来の運営

このため、次のことを実施します。

- (ア) 助産師外来を含めたバースセンター構想による産科病床の増設及び 1,500 件程 度の分娩数を受け入れられる体制の構築
- (イ) 新生児集中治療管理に従事する医師・看護師の体制及び医療機器の整備
- (ウ) 関連科との連携強化
- (エ) 麻酔科医師の確保

(2) 救急医療の充実

- ア 地域医療機関、消防機関及び市民などからの要請に応じた積極的な救急患者(緊急を要する患者)の受け入れ
- イ 救急を通じて急性期の医療を主体とした、より効果的な外来運営・入院運営の実施 及び院内救急体制の整備による救命救急センターの実績向上
- ウ 小児科体制の充実、小児救急体制の確立、小児医療拠点病院構想化への医療体制 の整備

このため、次のことを実施します。

- (ア) 救急医療の実態に応じた医師体制の整備(小児科医師を含む)及び後期研修医(卒後3年次)の確保による活用
- (イ) 救急業務における看護体制の整備
- (ウ) 手術・内視鏡及び画像診断など救急医療に伴う部門の充実
- (エ) 医療安全の強化の観点から、薬剤師・臨床工学技士などによる診療支援体制の 包括的な見直し

(3) がん医療の充実

- ア 医学知識・技術の進展に応じた質の高い診断・治療の提供
- イ 平成18年度に設置した外来化学療法室の運営の充実
- ウ 地域がん診療連携拠点病院(平成19年1月31日認定)として、専門チーム(緩和ケア科及び関連科による医師・看護師その他専門職で構成)の活動充実、がん登録の実施及び周辺拠点病院との情報交換体制の確立や相談支援センターなどの充実
- (4) 診療科における診療体制の確立

地域の中核的病院である医療センターの役割を踏まえ、他の一般病院と競合する診療科において、経営的視点を考慮した診療体制の確立

(5) 医療連携のさらなる充実

ア 診療所(かかりつけ医など)からの新患紹介に対する専門医の協力体制強化による

積極的な受け入れ及び治療後の逆紹介の適切な推進

- イ 院外医師との開放型病床共同指導、治療及びその他業務の十分な協力
- ウ 診療所や病院の特色、疾病に応じた専門性の高い連携の実施(地域連携クリニカル パスの活用など)
- エ 平成18年度開始したセカンドオピニオン外来の運営強化
- オ 診療所医師に対する各科の専門性や治療成績をPR (臨床指標の公開、情報誌の作成やホームページの活用など)
- カ 医師生涯教育の視点と場の提供のさらなる充実

(6) 予防医療の推進

医療センターでは、開設以来、基本理念の一つとして公衆衛生活動を掲げ地域住民の集団健診や事業所などの健診を実施してきました。また、近年の高齢化・生活習慣病の増加に伴い、平成20年以降国の施策として準備、検討されているメタボリック症候群に向けた特定健診、特定保健事業への対応など予防医学的な視点で健診事業を見直す必要性が高まっています。

ア 市民の健康維持に貢献するための密度の高い「健康日本21」を目指した健診事業の実施

このため、次のことを実施します。

- (ア)一般健診の充実、(イ)がん検診の充実、(ウ)栄養指導と自己管理の推進、
- (エ)心のケアコースの設置、(オ)環境相談室の設置
- イ 医療センター地震対策工事計画に併せた業務充実のための組織整備
- (7) 自治体立病院としての機能維持

地域全体の医療の最適化を担うため、医療機器などの計画的な更新及び新規購入

2 今後の重点化項目

先進医療の推進

- ア 10 年間の実績に関する外部評価をもとに、今後の事業展開や運営組織のあり方を協議
- イ 高度先進医療として保険適用の制限があった PETの利用に対する保険制度の許可に向けての準備
- ウ 市内病院の共同利用施設として開放できる体制の検討
- エ IT技術を駆使し、依頼病院でも画像が参照できる環境整備

3 事業量計画

事業量の計画は、次のとおりです。

ア入院

年間延べ196,186人を予定します。 (病床利用率88.5%)

(ア) 一般(570 床)

年間延べ 187,758 人、1 日平均 513 人を予定します。 (病床利用率 90.0%)

(イ) 救命救急(30 床)

年間延べ8,418人、1日平均23人を予定します。 (病床利用率76.7%)

(ウ) 感染症(6 床)

年間延べ10人を予定します。

イ 外来

年間延べ 262, 150 人、1 日平均 1,070 人を予定します。(人工透析を含む)

ウ 公衆衛生活動

前年度実績をもとに以下のように予定します。

胃がん検診8,510 人/年子宮がん検診4,060 人/年乳がん検診900 人/年大腸がん検診8,870 人/年

平成19年度事業量計画(前年度との対比)

| 年 度 入院・外来 | | H19 年度 当 初 | H18 年度 当 初 | 増 減 |
|--------------|-------------|---------------|---------------|--------------|
| 1 入院 | | | | |
| | (1)一般 | 187,758 人 | 185, 790 人 | 1,968 人 |
| | (570床) | 513/日 | 509/日 | 4/日 |
| | (2)救命救急 | 8,418人 | 8,264 人 | 154 人 |
| | (30床) | 23/日 | 23/日 | _ |
| | (3)感染症 (6床) | 10 人 | 10 人 | _ |
| | 計 | 196, 186 人 | 194,064 人 | 2,122 人 |
| | (606床) | 536/日 | 532/日 | 4/日 |
| | 病床利用率 ※1 | 90.0% | 89.3% | 0.7% |
| | 平均在院日数 ※2 | 14.0 日 | 14.5 日 | |
| | 診療単価(1日当り) | | | |
| | 一般 | 46,803 円 | 42,142 円 | 4,661 円 |
| | 救命救急 | 136,000 円 | 131,016円 | 4,984 円 |
| | 診療収益 | 9,932,884 千円 | 8,912,759 千円 | 1,020,125 千円 |
| 2 | 外来 | 262, 150 人 | 262, 150 人 | _ |
| | | 1,070/日 | 1,070/日 | _ |
| | 診療単価 | 10,762 円 | 10,554円 | 208 円 |
| | 診療収益 | 2,884,150 千円 | 2,805,981 千円 | 78, 169 千円 |

^{※1} 平成19年度は地震対策工事による影響を見込んだ病床利用率

^{※2} 実績値に基づく想定数値

4 教育研修の充実に向けた取り組み

- (1) 国立大学法人浜松医科大学の関連教育病院として、医学生の臨床実習への協力
- (2) 新臨床研修制度における臨床研修指定病院(管理型)として、臨床研修医(医師免 許取得後1年次及び2年次)の適切な教育研修の実施
- (3) 後期研修医(医師免許取得後3年次)制度を導入し、教育研修病院としてのさらなる環境整備
- (4) 地域医師のための生涯活動を推進するため、診療協議会や各種研究会などを開催
- (5) 看護学校などへの講師派遣及び臨床研修実習生などの受け入れの協力
- (6) 専門職種の知識・技術向上のための学会、研究会及び研修会への参加支援並びに管理監督者に対する経営研修会などの計画的な実施

Ⅲ 業務の合理化など経営健全化への取り組み

「病院事業及び医療公社経営健全化の基本方針」に沿った「医療公社経営健全化計画」 (平成19年度~平成22年度)を策定し、計画項目の適切な推進を図り、経営のさらなる健全化を進めます。

経営健全化に向けた両病院の基本的な取り組みは、次のとおりです。

1 収入増加策

- (1) 収益の確保・向上を目標とした病床稼働率、診療単価、在院日数などの数値目標に 基づく病棟別の病床運営及び外来運営の実施
 - ア 新患増による診療単価の向上
 - イ 病院の地震対策工事(年間を通して24床の閉鎖見込)の影響をできる限り抑える ため、各科及び病棟の協力による効率的病床運営の実施
- (2) 平成 18 年度診療報酬改定の新設看護基準である 7 対 1 看護体制を維持し、収益向上に資するため、看護人員の確保と効率的配置
- (3) 医療政策の一環であるDPC (診療費の包括払い制度) による効果的な収益体制の 構築
- (4) 地域及び事業所の健診活動の充実による医業外収益の向上
- (5) その他経営健全化計画に基づく収入増加策の実施

2 費用削減策

- (1) 人件費の適正化、削減
 - ア 医師、看護師ほか職員の合理的な配置計画の作成と実施
 - イ 浜松市包括外部監査等の指摘に対応した給与・諸手当の見直し
 - ウ 業務の見直しによる時間外業務の削減
 - エ 人材育成(人事考課)制度の順次導入
- (2) 材料費の削減
 - ア 購入物品の標準化、購買努力及び部署別在庫管理の徹底
 - イ 後発医薬品の積極的導入
 - ウ 物流システムの導入準備(DPCへの適切な対応)
- (3) ESCO (<u>Energy Service COmpany</u>) 事業による光熱水費その他経費 の節減、職員の節約意識の向上
- (4) その他経営健全化計画に基づく費用削減策の実施